

# 自治体×民間企業等による共創実践支援業務仕様書

## 1 業務名

自治体×民間企業等による共創実践支援業務（以下、「本業務」という。）

## 2 目的

社会環境の変化に伴う県民ニーズの変容や地域課題の複雑化・多様化が進み、行政主体によるサービスの維持が困難になりつつある中、官民共創による課題解決の重要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、愛媛県内の共創機運の向上、裾野の拡大に向け、県内市町が潜在的に有する地域課題を起点とした、市町、県、民間企業など複数の主体による共創の実践を通じて、地域全体の共創の力を底上げすることを目的として、本業務を実施する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) 市町を対象とした地域課題の抽出・把握

ア 県内20市町を訪問し、地域課題を抽出、把握するためのヒアリングを実施すること。

イ ヒアリングの実施に当たっては、各市町の喫緊の課題や今後の取組方針等の状況を正確かつ効率的に抽出・把握するため、事前に、総合計画や予算資料等を十分に確認するとともに、市町に対するアンケートを実施するなど情報把握を行い、ヒアリング項目等を整理すること。

ウ 市町のヒアリング先は企画部門を想定しているが、受託者において効率的かつ効果的な対象及び方法を検討し、県と協議の上決定すること。

エ ヒアリングは原則訪問により1回以上実施すること。

オ 地域課題は、分野を問わず広く抽出、掘り起こしを行い、かつ民間事業者等との対話やマッチングを通じて市町が主体となって解決に取り組むものを想定している。

カ 地域課題の抽出完了後、課題の分野の傾向等を分析するため、結果を一覧形式にまとめ、県に提出すること。

キ その他、本業務及びマッチング後の実証や事業化の実効性を高めるため、各市町の共創に向けた理解の浸透、機運の醸成に努めること。

### (2) 地域課題を起点とした共創テーマの設定支援

ア 民間企業等とのマッチングに向けて、(1)で抽出した地域課題を基に、共創テーマの設定を支援すること。

イ 設定支援は全20市町を対象に実施することを想定している。

ウ 受託者が市町担当者に対して、訪問又はオンラインでのミーティングを複数

回行い、民間企業等とのマッチング等やマッチング後の実証又は事業化を見据えて、地域課題の粒度の調整・設定や、(3)における発表内容の確認、マッチング後の取組方針の設定等を支援すること。

エ なお、各市町1件以上の共創テーマを設定すること。設定基準及び方法は受託者において設定し、県と協議の上決定すること。

＜テーマ設定基準（例）＞

① 一定期間（1～5年程度）において、事業化（予算化）の実現可能性があるものの。

② 他の自治体等への展開可能性があるもの。

オ 市町担当者とのミーティングには必要に応じて県も同席する。

カ 地域課題の設定完了後、マッチング方法等について検討するため、結果を一覧形式にまとめ、県に提出すること。

### (3) 民間企業等との共創に向けたマッチング機会の提供

ア 市町の意向を踏まえながら、(2)で設定した共創テーマを基に、市町担当者等が登壇し、民間企業やスタートアップ等に向けて、共創テーマ等についてのプレゼンテーションを行うイベント（以下、「自治体ピッチ」という。）を本県官民共創拠点「E:N BASE」（以下、「本拠点」という。）において実施すること。

イ 自治体ピッチの登壇対象は、主に具体的な共創テーマを提示可能で、短期（1～2年）での実証や事業化が期待される市町を想定しているが、受託者において基準を設定し、県と協議の上決定すること。

ウ 自治体ピッチは年間3回以上開催すること。また、(2)の結果に応じてテーマを集約して実施するなど、効果的なマッチングに努めること。

＜イベントテーマ（例）＞

人口減少対策、防災・減災対策、地域資源の活用等

エ 自治体ピッチは、全体で10市町以上の登壇を目指すこと。なお、東予、中予、南予の市町がバランス良く登壇するよう努めること。

オ 共創テーマに応じたマッチング候補先となる民間企業やスタートアップ等について、事前にイベントの趣旨を十分に周知した上で必要な参加者を集めること。

カ イベントは、本拠点内で行うと同時に、オンラインでの配信を行うこと。

キ 参加者は県内企業を中心とするが、共創の裾野を拡大する観点から、県外の企業・スタートアップ等に対しても積極的に周知を行うこと。

ク 自治体ピッチの実施と並行して、受託者は自ら有するネットワークを活用するとともに、県及び本拠点運営事業者等と連携し、積極的に個別のマッチング支援を行うこと。

ケ 自治体ピッチについて、共創テーマに応じて県も登壇する可能性があり、県と協議の上決定する。

### (4) マッチング後の状況確認及びレポートの作成

ア (1)から(3)の実施後、各市町の状況を確認し、効果を測定するとともに、その結果をまとめたレポートを作成し、県に提出すること。

- イ 効果の測定にあたっては、5に掲げるもののほか、マッチングにより生じた具体的な効果や市町が共創による地域課題解決に取り組むにあたっての問題点や解決策等を分析することを想定しており、県と協議の上決定すること。
- ウ レポートについては、市町が共創を実践するための経験・ノウハウの蓄積や、共創による地域課題解決の実践の自走化につなげるため、市町に提供することを想定している。

#### (5) 留意事項

- ア 本業務は必要に応じて意見交換等を実施するなど、県と連携すること。
- イ 進捗等は随時県へ報告すること。
- ウ マッチング後の実証や事業化にあたっては、その実践場所として本拠点を積極的に活用するとともに、状況に応じて県や支援機関等が実施する他の支援事業への接続を行うよう、県及び本拠点運営事業者と連携を図ること。

#### (6) 独自提案事項

(1) から (5) の業務と連動し、共創による地域課題解決の実践支援に効果があると考えられる独自の取組がある場合は、企画提案することができる。ただし、取組に要する経費は、(1) から (5) の経費と併せて、委託料の上限額の範囲とすること。

### 5 本業務の目標

本業務を通じて、4の(1)から(3)各項目において、下記の実現を目指すこと。

- (1) 全 20 市町へヒアリングを実施し、各市町 1 つ以上の地域課題を抽出すること。
- (2) 全 20 市町ごとに 1 件以上の共創テーマを設定すること。
- (3) 年間 3 回以上の自治体ピッチの開催かつ 10 市町以上が登壇すること。

### 6 スケジュール（想定）

令和 8 年 4 月	委託契約締結
5 月～ 6 月	(1) 市町訪問・地域課題の抽出・把握
6 月～ 7 月	(2) 共創テーマの設定支援
8 月～ 12 月	(3) マッチング機会の提供（自治体ピッチの実施）
令和 9 年 1 月～ 3 月	マッチング後の状況確認・レポート作成

### 7 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

### 8 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ県と受託者で協議の上、必要と認められたときは、業務の一部を他者に再委託することができる。

- (2) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

## 9 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託の範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

## 10 著作権等の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

## 11 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、業務の具体的な実施内容等について県と受託者で協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託期間終了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して本業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

## 12 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律、愛媛県会計規則その他関係法令・条例等を順守すること。
- (2) 本業務の実施にあたっては、実施内容や実施時期等、県と受託者で十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、公平性、透明性を確保すること。
- (4) 本業務に係る一切の経費は、委託料に含むこと。
- (5) 本業務に係る費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (6) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。

- (7) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者で協議の上決定すること。
- (8) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲において仕様の変更に応じること。